

2024 年度 一般社団法人江南青年会議所活動賛助要領

(2023 年 10 月 8 日作成)

第 1 条 (趣旨)

この要領は、2024 年度の一般社団法人江南青年会議所（以下、「江南青年会議所」という。）の活動趣旨に賛同し賛助していただける法人その他の団体（以下、これらを総称して「賛助企業」という。）が賛助される際の取扱いについて、必要な事項を定めるものです。

この要領において賛助とは、賛助企業様からの江南青年会議所の活動に対する賛助金の提供とし、一口 1 万円とします。

第 3 条 (賛助の募集期間)

賛助の募集期間は、2024 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとします。

第 4 条 (賛助の申込み等)

1. 江南市青年会議所の活動趣旨に賛同し、賛助をお申し出いただける賛助者は、別紙「2024 年度一般社団法人江南青年会議所賛助申込書」（以下、「申込書」という。）を一般社団法人江南青年会議所事務局（住所：江南市古知野町 小金 112 江南商工会館内）へ御提出願います。
2. 江南青年会議所は、申込書の提出があった場合、第 8 条第 1 項のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに受理し、申込者に対し、申込受理書により受理した旨を御通知させていただきます。

第 5 条 (賛助金の振込等)

1. 申込者は、前条第 2 項による御通知が届き次第、江南青年会議所が指定する振込先へ、賛助金の納付をお願いします。
2. 賛助金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込受取書で代えさせていただきます。ただし、賛助企業様が御希望される場合は、江南青年会議所は賛助金の領収書を発行させていただきます。

第 6 条 (賛助特典)

1. 第 5 条第 1 項の規定により、賛助をしていただいた賛助企業様への特典として、希望される賛助企業様に限り、お申込み受領日から 2024 年 12 月 31 日までの間、インターネットに公開している一般社団法人江南青年会議所ホームページ又、一般社団法人江南青年会議所発行の広報紙等へ下記の掲載をさせていただきます。

- (1) 賛助企業様が管理運営するホームページへのリンクバナーの貼り付け、一般社団法人江南青年会議所発行の広報紙等に法人名の掲載及び賛助企

業名簿への法人名の掲載。ただし、リンク先のホームページにつきましては、賛助企業様の責任において管理運営をお願いします。なお、入金をもって先着順にバナーを掲載させていただきます。

2. 第5条第1項の規定により、賛助をしていただいた賛助企業様への特典として、江南青年会議所の発行する新聞、会報、ニュース及びその他資料の配付をさせていただきます。
3. 第5条第1項の規定により、賛助をしていただいた賛助企業様への特典として、江南青年会議所及び、愛知ブロックの青年会議所で開催する事業やセミナー各種大会等の情報・案内を配信させていただきます。

第7条（賛助金の使途）

江南青年会議所は、賛助金の全てを事業活動およびその運営に関する目的に使用し、目的外使途には一切使用しないものとします。

第8条（賛助申込書の不受理等）

1. 江南青年会議所は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないことがあります。その際には、申込者に対しその旨御通知させていただきます。
 - (1) 江南青年会議所を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある場合。
 - (2) 法令又は公序良俗に反する業務、活動を行っている場合。
 - (3) 江南青年会議所の品位を傷つけ、または正しい理解を妨げる恐れのある場合。
 - (4) その他、江南青年会議所が不相当と判断する場合。
2. 江南青年会議所は、第4条第1項により賛助申込みをした賛助企業様が、前項各号に当てはまる可能性があるると判断した時、賛助企業様のホームページ等を調査する事があります。
3. 江南青年会議所は、第4条第1項により賛助申込みを受理した賛助企業様が、その後前項各号のいずれかに該当する場合は、申込書の受理を取り消すものとし、賛助企業様に対し、その旨を御通知するとともに、原則として賛助金を返戻させていただきます。

以上